

巻頭言

日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター

副所長 津田 諭

視覚障害リハビリテーションセンターの今後

平成 18 年に施行された障害者自立支援法も、障害者総合支援法と名前を変えようとしています。当センターも平成 21 年に新制度に移行し、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、施設入所支援の各事業を行う障害者支援施設「日本ライトハウスきらきら」と、生活介護事業を行う障害者福祉サービス事業所「日本ライトハウスわくわく」に再編されました。移行してから丸 3 年が過ぎ、機能訓練に移行して利用期限がきた方々はさらに「わくわく」へ移行され、生活訓練を利用して頂いていた方々は他の入所施設に移られたり地域に戻られたりしました。

私自身は視覚障害者の一般就労に向けた職業訓練に携わってきましたので、この動きを外から見守っていました。職業訓練では理療以外の一般就労に進みたいという視覚障害者を支援すべく仕事をしてきました。障害者の職業訓練は労働行政に属し、福祉サービスではありませんが、特に重度視覚障害者が就労するためには歩行や日常身辺自立、コミュニケーション能力やロービジョンケアなど社会適応訓練が重要であると考えています。その意味でも、一人ひとりの職業訓練生が必要とするサービスを提供するためには、視覚障害リハビリテーションセンターの他部署と連携していくことが不可欠であると思ってきました。何故なら、職業訓練部の少ない職員ですべてのサービスを提供することは不可能だからです。

逆に新しく始めた就労移行支援事業においては、職業訓練部が貢献できる部分があると感じました。就労移行支援は本来、職業訓練と同じく一般就労を目指す福祉サービスですが、当センターの就労移行支援事業では理療免許保持者に対して盲人ホームと連携した就労支援を行ったり、働いていて視覚障害となったが、もう一度職場に復帰したいと希望している人たちを支援しています。職場復帰を目指す人に対しては、職業訓練指導員が復職後の仕事に即したパソコンや電話対応の訓練を実施したり、場合によっては事業所に出向いて雇用先との調整を行ったり、現場でパソコン訓練を行ったりしています。職場復帰を目指す在職中の方々は職業訓練の対象ではないので、これまでは社会適応訓練の中で支援してきたのですが、新たに就労移行支援の中で支援できるようになったのは喜ばしいことでした。

視覚障害者に対する福祉サービスの中身は、この数十年間に大きく変わりました。この根底には社会福祉改革の流れがあり、視覚障害者の地域生活を支えるメニューも登場してきました。さらに情報入手の環境も大きく変わり、パソコンやインターネット、携帯電話や携帯情報機器など昔では考えられないほど便利な機器やソフトが利用できるようになりました。このように視覚障害者の社会生活が変わってくるにつれて、そのニーズも多様化しています。仕事や日常生活だけでなく、趣味やサークル活動など生活の質を豊かにする活動も広まっています。特に視覚障害者自身が主体となってそうした流れを作り出している面もあり、新しい動きから目を離すことができません。

こうしたニーズの多様化に対して、従来のサービス提供施設は何ができるでしょうか。何をすべきなのでしょう。私は地域で暮らしていくのを支えることも大切であるし、本人の歩行能力を高め、日常生活力を高めること、就労を希望する人にその力をつけてもらうことも必要なことだと思います。地域の社会福祉資源を利用する力だけでも、本人の社会適応力を高めるだけでも不十分です。地域での環境調整と本人の社会生活力を高めること、この 2 つのサービスが相まってこそ、すべてとは言いませんが多くのニーズに応えることができるのではないのでしょうか。そこに専門機関として当センターが果たすべき役割があると私は考えています。